

2020年4月10日

2020 貿情セ 調（経提）第2号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課 浅井課長殿

安全保障貿易審査課 和爾課長殿

写) 安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、杉浦係長殿

写) 安全保障貿易審査課 大崎総括課長補佐殿、吉田係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

ABC 兵器・ミサイル関連機器専門委員会

航空宇宙分科会

主査 渡鍋 儀明

## 民間航空機用ガスタービンエンジンの該非判定に関する改正要望

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただけますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 背景と目的

民間航空機用エンジンの製造、試験が複数の国をまたいで行われる中、本邦での試験の為に輸入されたエンジンを外国へ返却・転送する際に、本邦ではエンジン本来の設計・開発意図から乖離した項目で該非判定を行わざるを得ない状況が生じています。そのために、当該エンジンを設計、開発、製造した国との安全保障上の取扱いの違いから、当初想定していた許可条件に基づく再輸出の手配が出来ず、エンジン試験の遂行に多大なコストや時間が発生し、航空安全当局の証明取得作業に影響を及ぼしてしまうことがあります。本来の設計・開発意図から乖離した項目で該非判定を行わざるを得ない理由として、欧米の該非判定ではワッセナーアレンジメントでの合意を優先して判定するのに対し、本邦の政省令では大量破壊兵器国際レジームでの合意内容が優先されることが挙げられます。我が国が大量破壊兵器に転用される可能性のある技術ならびに貨物をより厳格に管理することについては異論ないものの、産業界としては、試験の円滑な実施と迅速な証明取得作業のために、また国際ハーモナイゼーションの観点からも、その使用目的が明確なものについては一部該当項番の運用・解釈を見直して頂けます様、ご検討のほど、何卒宜しくお願いたします。

#### 2. 対象となる政省令

輸出令別表第1の4の項（3）貨物等省令第3条第三号イ

輸出令別表第1の13の項（1）貨物等省令第12条第一号イ

### 3. 具体的要望—政府機関による認定の除外規定の解釈変更による適用拡大

民間航空機用に専用設計されたガスタービン（ターボファン）エンジンは推進装置として輸出令別1の13の項に規定されていますが、4の項が優先されています。4の項の貨物等省令で規定されているターボファンエンジンの推力と燃料消費率については、既存の民間航空機用エンジンはほとんど該当してしまいます。しかしながら、民間航空機用のガスタービンエンジンは顧客である機体メーカーの要求事項に合わせて専用設計されるものであり、また、その設計段階から航空安全当局の審査を経て開発が進められる為、性能が4の項の数値に該当するものであっても、ミサイルや大量破壊兵器の運搬手段への転用は実質的に難しく、その本来の設計・開発意図ならびに使用目的に鑑み、判定することが現実的であると考えます。

すなわち、本邦の航空安全当局が民間航空機用に設計・開発することを合意したガスタービンエンジンで、航空安全当局の設定した条件に適合することを証明する試験の為の移動や、実機に搭載しての飛行実績があるものについては、その客観的事実や、本来の設計・開発意図からも大量破壊兵器への転用の恐れがなく、且つ一台ずつ個体管理もなされているため、実際の認定前であっても「本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く（輸出令別表第1の4項（3）貨物等省令第3条第三号イ）」の除外規定の適用が可能となるよう要望します。

具体的には、エンジンの開発について、本邦の航空安全当局へ型式証明取得の申請がなされているもの、その為の試験の進捗状況が公表されているもの、また既に航空安全当局により型式証明が発行されているものの派生型として開発が進められているものといった、一定の条件を満たせば最終的な認定前であってもこの除外規定が適用できることを、運用通達の解釈で明らかにしていただくよう要望します。

また、これまで推進装置として輸出令別1の13項においても、認定取得・型式証明取得に向けた試験中ものは、一般的に「本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの」「型式証明もしくは型式証明と同等の文書を発行されたもの（貨物等省令第12条第一号イ）」に該当しないとされてきましたが、本邦を含む別表第二に掲げる地域の航空安全当局が民間航空機用に設計・開発することを合意し、また、本邦および別表第二に掲げる地域の航空安全当局へ型式証明取得の申請がなされているもの、その為の試験の進捗状況が公表されているもの、また既に航空安全当局により型式証明が発行されているものの派生型として開発が進められているものについては、時間の経過により直に民間航空機への使用が認定される、または民生用有人航空機の型式証明の発行がなされるということから、型式証明取得に向けた一連の試験中ものは、貨物等省令第12条第一号イの除外規定の適用が可能となるよう、同じく運用通達の解釈で明確にするように要望します。

【現状文】

貨物等省令第3条第三号 イ ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの (一) 次の1から4までの全てに該当するもの 1 機体に搭載されていない状態における最大推力が四〇〇ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであって、 <u>本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。</u> ） 2～4 省略
---

【運用通達：4の項解釈の要望案】

<u>4</u> <u>〈解釈〉</u>	<u>貨物等省令第3条第三号イ(一)1中の「本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したもの」</u>	<u>型式証明取得の申請がなされているもの、その為の試験の進捗状況が公表されているもの、既に型式証明が発行されているものの派生型として開発が進められているものを含む。</u>	
-------------------------	--	---	--

【現状文】

貨物等省令第12条第一号 イ 第25条第3項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又は第27条第6項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、 <u>次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものを除く。</u> (一) 次の全てに該当するもの 1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの 2 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであって、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの 一 型式証明 二 型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの (二) 省略
--

【運用通達：4の項解釈の要望案】

<u>13</u> 〈解釈〉	<u>貨物等省令第12条</u> <u>第一号イ中の「次の</u> <u>(一) 又は (二) のい</u> <u>ずれかに該当するも</u> <u>の」</u>	<u>型式証明取得に向けた一</u> <u>連の試験中のものを含む。</u>	
-------------------	---	---	--

以上